

# 香川県公安委員会・香川県警察外部通報処理要綱

## 第1 総則

### 1 目的

この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定により通報される香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び香川県警察（以下「県警察」という。）に関する外部通報を適切に処理するため、公安委員会及び県警察がとるべき措置について、法に定めるもの以外の基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令順守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

### 2 用語の定義

- (1) この要綱において使用する用語は、法で使用する用語の例による。
- (2) (1)に定めるもののほか、この要綱において使用する次の用語の意義は、次のとおり当該用語ごとに定めるところによる。

ア 外部通報 通報対象事実（本部長若しくは署長又は公安委員会が処分又は勧告等の権限を有する事務に係る通報対象事実をいう。以下同じ。）に関する事業者（以下「対象事業者」という。）に雇用されている労働者（通報対象事実が、本部長又は署長に関するものにあっては県警察を、公安委員会に関するものにあっては公安委員会を労務提供先とする労働者を除く。以下同じ。）、当該対象事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該対象事業者の取引先の労働者（以下これらを「労働者」と総称する。）が、当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を県警察又は公安委員会に対して、直接又は電話、FAX、郵便等若しくは電子メールにより、通報することをいう。

イ 外部通報窓口 外部通報及びそれに関連する相談を受け付けるための窓口をいう。

ウ 所管課 通報対象事実が犯罪行為に該当するときは当該犯罪行為に係る捜査を所管する本部の所属を、通報対象事実が処分又は勧告等を必要とすべき事案に該当するときは当該処分又は勧告等を規定する法律等を所管する本部の所属をいう。

## 第2 県警察に係る外部通報の処理

### 1 外部通報窓口の場所及び受付時間

- (1) 外部通報窓口の場所は、広聴・被害者支援課に設置するものとする。

- (2) 外部通報窓口の受付時間は、香川県警察執務時間規程（平成12年香川県警察本部告示第4号）に定める執務時間とする。
- (3) 外部通報窓口の事務に従事する職員以外の職員は、外部通報を受けたときは、遅滞なく、外部通報窓口への連絡その他の適切な措置をとるものとする。

## 2 外部通報の処理手続

### (1) 外部通報の受理

ア 外部通報の受理に当たっては、県警察に係る外部通報と公安委員会に係る外部通報の選別を行うものとする。

#### イ 外部通報に該当する場合

(ア) 広聴・被害者支援課長は、労働者から受けた通報が外部通報に該当すると認めたときは、所管課の長（以下「所管課長」という。）に当該外部通報の処理を引き継ぐものとする。この場合において、当該通報をした者（以下「通報者」という。）に対し、当該通報を外部通報として受け付けたことを通知しなければならない。

(イ) 広聴・被害者支援課長は、(ア)の規定による通知を行うときは、通報者の秘密を保持することを併せて説明するものとする。

#### ウ 外部通報に該当しない場合

(ア) 広聴・被害者支援課長は、通報者から受けた通報が外部通報に該当しないと認めたときは、当該通報者に対し、遅滞なく、当該通報を外部通報として受け付けないこと及びその理由並びに当該通報を情報提供として受け付けることを通知しなければならない。

(イ) 広聴・被害者支援課長は、外部通報に係る通報対象事実についての処分又は勧告等の権限を他の行政機関が有しているときは、当該通報者に対し、当該行政機関を教示するものとする。

### (2) 外部調査の実施等

ア 所管課長は、広聴・被害者支援課長から(1)イの規定による引継ぎを受けたときは、外部通報に係る調査（以下「外部調査」という。）を開始するとともに、その外部通報の処理を終了するまでに必要と見込まれる期間を広聴・被害者支援課長に連絡するものとする。

イ 所管課長は、外部調査に当たり、必要に応じて他の所属長に当該外部調査の協力を求めることができる。

ウ 所管課長は、外部調査に当たっては、必要かつ相当と認められる方法により行うとともに、当該外部調査の進ちょく状況を広聴・被害者支援課長に連絡するものとする。この場合において、外部調査を行うときは、通報者が特定されないよう細心の注意を払うとともに、当該

外部通報に関し、利害を有する者の秘密、信用、名誉等に配意するものとする。

- エ 所管課長は、外部調査の結果、通報対象事実が生じ、又は生じようとしていることを認めたときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとるものとする。この場合において、当該外部調査の結果及び当該措置の内容をあらかじめ広聴・被害者支援課長に連絡するものとする。ただし、やむを得ない場合は、当該措置後において連絡することができる。
- オ 所管課長は、外部通報の事実に関し、県警察以外に処分又は勧告等の権限を有する行政機関があるときは、当該行政機関と連携及び協力をして外部調査を行い、必要な措置をとるものとする。
- カ 所管課長は、外部調査の結果、通報者からの通報が外部通報に該当しないと認めたとき又は他の行政機関が通報対象事実についての処分若しくは勧告等の権限を有しているときは、広聴・被害者支援課長に連絡するものとする。

(3) 外部調査の通知等

- ア 広聴・被害者支援課長は、(2)ア及び(2)エの規定による連絡を受けた内容にあっては通報者に通知するよう努め、(2)ウの規定による連絡を受けた内容にあっては通報者に通知するものとする。
- イ 広聴・被害者支援課長は、(2)カの規定による連絡を受けたときは、通報者に対し、外部通報に該当しないこと又は通報対象事実についての処分若しくは勧告等の権限を有している他の行政機関を教示するとともに、当該通報に係る事案について自ら作成した資料を法執行上、問題のない範囲内において提供するものとする。
- ウ 広聴・被害者支援課長は、外部通報の受理状況、外部調査の進ちょく状況及び結果、措置の状況並びに通報者への通知状況を書面に記録するものとする。

(4) 報告

- ア 広聴・被害者支援課長は、外部通報の受理状況及び内容、外部通報に係る処理の進ちょく状況及び結果並びに措置の内容を、本部長に報告するものとする。
- イ 本部長は、アの規定による報告を受けたときは、遅滞なく、公安委員会に報告するものとする。

3 留意事項

- (1) 外部通報の処理に従事する職員は、香川県警察職員の服務に関する訓令（平成12年香川県警察本部訓令第12号）第10条の規定により、当該

処理において知り得た秘密に関する事項を漏らしてはならない。

- (2) 外部通報の処理に従事する職員は、当該処理に係る通報対象事実に關係しているときは、その処理に従事してはならない。

### 第3 公安委員会に係る外部通報の処理

#### 1 外部通報窓口の場所及び受付時間

- (1) 外部通報窓口の場所は、公安委員会補佐官に設置するものとする。
- (2) 外部通報窓口の受付時間は、香川県警察執務時間規程に定める執務時間とする。

#### 2 外部通報の処理手続

##### (1) 外部通報の受理

外部通報の受理については、第2の2(1)の規定を準用する。この場合において、当該規定中「広聴・被害者支援課長」とあるのは、「公安委員会補佐官」と読み替えるものとする。

##### (2) 外部調査の実施等

外部通報の外部調査の実施等については、第2の2(2)の規定を準用する。この場合において、当該規定中「広聴・被害者支援課長」とあるのは、「公安委員会補佐官」と読み替えるものとする。

##### (3) 通知等

通報者に対する外部通報の通知については、第2の2(3)の規定を準用する。この場合において、当該規定中「広聴・被害者支援課長」とあるのは、「公安委員会補佐官」と読み替えるものとする。

##### (4) 報告

公安委員会補佐官は、外部通報の内容、外部通報に係る処理の進ちょく状況及び結果並びに措置を、逐次、公安委員会に報告するものとする。

#### 3 外部通報の処理に従事する職員に対する留意事項については、第2の3の規定を準用する。